

新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン
(令和4年6月7日改訂)

令和4年6月7日
奈良県教育委員会

1 感染防止に向けた周知徹底

一人ひとりの幼児児童生徒(以下、「生徒等」という。)が感染のリスクを下げる正しい感染防止対処方法を自ら実行することができるよう、以下の基本的な対策の効果や対応について周知を行い、感染防止の徹底を図ります。

『換 気』	『マスク』	『消 毒』	『距 離』
-------	-------	-------	-------

2 学校教育活動における感染症対策等

(1) 感染症の予防に関すること

(濃厚接触の回避)

- ・ 学校内の濃厚接触者が増えると、学校の一部または全部で臨時休業を余儀なくされます。学校での教育活動が停止してしまうことのないように、以下のケースに該当しない生活を送ることが重要です。

- ・ 手で触れることの出来る距離(目安として1m)で必要な感染予防策なしに、15分以上接触する。
- ・ マスクを外して会話をする。(鼻だしマスク、顎マスク等、適切でないマスクの着用を含む)
- ・ 向かい合ったり、会話をしたりしながら飲食をする。
- ・ 毎時2回以上の適正換気を行わず密閉された空間に一緒にいる。

(4) 学習指導に関すること

- ・ 各教科等の指導について、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動については、実施について慎重に検討します。
 - ・ 近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - ・ 生徒等が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動(体育、保健体育)

(9) 部活動に関すること

- ・ 部活動の活動中だけでなく、部活動前後の行動(更衣や練習の準備等)及びミーティング等の活動においても十分な注意喚起をするなど、可能な限り感染症対策を行った上で練習を実施することとし、教師等が活動状況等の確認を徹底します。
- ・ 部活動の練習においては濃厚接触者の特定を行わないが、部活動前後の行動(更衣や練習の準備等)及びミーティング等の活動においては濃厚接触者の特定を行います。また、関係者の部活動の参加・応援等は、十分な検討をした上で学校長了承のもとと可能とします。その際、参加や応援の関係者の記録を必ず残しておきます(様式は任意)。
- ・ 校内すべての部活動で連携し、活動場所の割り振りについて工夫します。
- ・ 水分補給の際は、他人との身体的距離に配慮するとともに、タオルやコップ、ゼッケン、スクイズボトル等の共用を避けます。
- ・ 練習の直前までや練習終了直後、練習中のミーティング、休憩時、更衣時のマスクの着用及び、1m以上の身体的距離の確保を徹底します。
- ・ 学校長了承のもと、公式大会・発表会等への参加、他校との練習試合、合同練習、集会等(以下、「練習試合等」という。)を可能とします。ただし、次の区域における練習試合等は行わないこととします。

①緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の実施区域

②独自の基準で部活動の練習試合等を禁止している区域

- ・ 公式大会・発表会等及び練習試合等の観客については、外部会場の場合は施設の使用規定及び主催者の方針に則ることとし、学校会場の場合は、関係者限定とします。
- ・ 合宿・遠征等、泊を伴う活動については、引き続き不可とします。
- ・ 各競技団体が示すガイドラインがある場合は参考にします。
- ・ 活動に当たっては、感染防止対策のほか、熱中症対策に万全を期します。